

四日市市上下水道局管理規程第3号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月19日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年上下水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表第3（第12条関係）			
下水道事業受益者負担金減免基準			
減免の対象となる土地		内容	減免率
1 (略)	(略)		
	(4) (略)	刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等の用に供している土地	(略)
	(略)		
(略)			

改正前			
別表第3（第12条関係）			
下水道事業受益者負担金減免基準			
減免の対象となる土地		内容	減免率
1 (略)	(略)		
	(4) (略)	刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、 <u>婦人補導所</u> 等の用に供している土地	(略)

	(略)
(略)	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)